

## 事業全般について

Q-1 この事業の施行者は、誰ですか？

A-1 施行者は、西宮市樋ノ口土地区画整理組合です。

本組合は、施行区域内の登記上の土地所有者を組合員として、事業を進めています。

Q-2 この事業や工事についての問合せは、どこにすればいいでしょうか？

A-2 事業や工事についてのお問合せは、本組合の事務局までご連絡ください。

連絡先は、080-7267-1202 となります。もしくは、組合 HP のお問合せフォームをご利用ください。事務局は、平日の月曜日から水曜日の午前9時から午後5時までの運営となっています。

Q-3 組合員は、どのように決まったのですか？

A-3 組合員は、施行区域内の登記上の土地所有者で構成されています。

Q-4 この事業の事業費は、どのような財源がありますか？

A-4 本事業の財源には、組合員の土地を一部売却して得る保留地処分金、国及び市からの補助金、市からの負担金があります。

Q-5 設計図は、どのように決まったのですか？

A-5 事業の目的でもある「未接道地を解消し、健全な土地利用を行えるようにすること」、「道路のネットワークを改善し、利便性や安全性を向上すること」を前提として道路の配置案を決め、換地設計をもとに設計図を決めました。

換地設計とは、本組合が定めた規定・基準に従い、施行区域内の組合員の土地について、どの土地をどこに再配置するか計算をもとに検討・設計を行うことです。

Q-6 設計図は、変更となることはありますか？

A-6 現時点では、変更はありません。公共施設管理者との協議等により変更が必要になった場合には、お知らせします。

Q-7 雨水排水や汚水排水については、どのように計画されていますか？

A-7 西宮市の関係部局と調整したうえで計画を行います。なお、本組合の事業に並行して西宮市の事業が行われる場合には、西宮市からお知らせがあるかと思いません。

現時点では、西宮市の事業として雨水対策を検討していると聞いております。

Q-8 地域防災計画や洪水ハザードマップは、更新されますか？

A-8 本組合が更新を行うことはありません。

更新作業は、西宮市が本事業の状況を勘案して行うものと考えています。

Q-9 事業完了後、交通量が増加するように思いますが、歩行者を始めとした交通安全についてはどのように対策が講じられますか？

A-9 道路管理部局や公安当局と協議を継続的に行い、可能な範囲で安全対策を講じます。また、通学路については、関係機関と協議を行い、児童の安全確保に可能な範囲で対応を行います。

Q-10 新設の道路ができること等により、ゴミステーションの移動が必要になるかと思えます。施行者が対応してくれるのでしょうか？

A-10 西宮市におけるゴミステーションは、利用者と設置箇所の地先の土地所有者が協議を行ったうえで、設置することになっています。

本組合でゴミステーションを新たに設けることや既存のゴミステーションの移動先を指定することはできません。

そのため、工事完了後のゴミステーションは、利用者同士で協議してもらい、設置箇所の地先の土地所有者の同意を得たうえで、利用者の方から西宮市の所管部局に届出をお願いします。利用者の方の手続きが必要となる際には、本組合からお知らせします。

なお、工事に伴って臨時的にゴミステーションを移動する必要がある場合は、本組合の工事施工業者が説明に伺い、工事施工業者が西宮市への手続きを行います。

Q-11 施行区域外も工事してもらえるのでしょうか？

A-11 施行区域内が工事の範囲となります。ただし、施行区域内の工事のすり付け等で施工区域外も工事を行うこともあります。

Q-12 設計図を見ると、使用している駐車場が道路になっている。駐車場はなくなるのでしょうか？

A-12 道路を計画している範囲の駐車場は、現在の位置からはなくなります。代替の駐車場は、駐車場の管理者に確認していただくなど、利用者の方でのご対応をお願いします。

Q-13 施行区域内にマンションが建設されることはあるのでしょうか？

A-13 本組合が、マンション等を建設することはありません。  
組合員が所有する土地については、組合員自身が利活用することになります。

Q-14 施行区域内に都市計画道路（甲子園段上線）が含まれていますが、残りの部分については、どうなるのでしょうか？

A-14 本組合の工事範囲は、施行区域内のみとなります。残りの部分については、西宮市にご確認をお願いします。

Q-15 施行区域内に居住しているが、移転する必要があるのでしょうか？また、移転する場合、手続き等はあるのでしょうか？

A-15 道路の計画範囲内にある建物は、移転の対象となります。こちらの方には、組合、組合が業務を委託している業者から移転の時期が近づきましたら連絡をいたします。

なお、建物の所有者の意向で建物を除却する場合があります。そちらの方には、建物の所有者から連絡があるかと思えます。

Q-16 今後、工事説明会は開催されますか？

A-16 現時点では、追加の工事説明会の開催予定はありません。ただし、事業に大きな変更が生じた場合には、開催を検討します。

Q-17 電柱の位置はどうなるのでしょうか？

A-17 本組合が、電柱の位置を決定することはありません。電柱を建柱する地先の土地の所有者の方々が協議をしたうえで、決定していただきます。

Q-18 施行区域内で雑草が生い茂っているので除草してほしい。どこに連絡したらいいのでしょうか？

A-18 本組合の事務局にご連絡ください。その時点で当該地の管理者に対応を依頼します。

Q-19 施行区域内の舗装が傷んでいるので補修してほしい。どこに連絡したらいいのでしょうか？

A-19 本組合の事務局にご連絡ください。その時点で当該地の管理者に対応を依頼します。

## 工事について

Q-20 工事の時間帯を教えてください。

A-20 本組合の工事は、平日の9時から17時を作業時間帯としています。ただし、工事の準備や後片付けで、前後する場合があります。

Q-21 水道やガス、電気等が工事の影響で止まることはありますか？

A-21 本組合の工事では、基本的には止まることはありません。緊急等で止めざるを得なくなった場合には、影響のある各戸にお知らせします。

Q-22 工事は、いつからいつまで行うのでしょうか？

A-22 本組合の工事は、令和4年度から令和8年度までを計画しています。ただし、事業の進捗等により、前後する可能性があります。

Q-23 工事の影響で通行止めは発生するのでしょうか？

A-23 通行止めが発生しないように努めますが、工事の内容で通行止めをせざるを得ないこともあります。通行止めが必要となった場合には、事前にお知らせします。